

皆さんおはようございます。本定例会議もどうぞよろしくお願いたします。

まず、迫撃砲弾が演習場外に着弾した事案について申し上げます。

昨日午前、陸上自衛隊饗庭野演習場において、訓練中に発射された 120 ミリ迫撃砲の砲弾 1 発が演習場外に着弾する事案が発生いたしました。

今回の事案の原因等の詳細につきましては調査中とのことですが、砲弾は国道 367 号を横断し、工事現場のすぐそばに着弾したと考えられます。今わかっている限りでは怪我人等はありませんが、一つ間違えれば人命に関わる大惨事になるところでございました。極めて重大かつ危険な事態であり、県民に対しても不安と恐怖を与える事態であったと言わざるを得ません。

本県はこれまで、平成 27 年 7 月の重機関銃の跳弾事案や、平成 30 年 11 月の 81 ミリ迫撃砲の演習場外への着弾事案などを受け、再発防止に向けた具体的な安全対策の構築を防衛省ならびに自衛隊に申し入れてきたにも関わらず、こうした事案が発生したことに憤りを禁じ得ません。

本事案について、今朝 9 時に、陸上自衛隊中部方面総監部、酒井秀則幕僚長から説明を受けたところですが、誠に遺憾であり、ただちに、演習場におけるすべての実弾射撃訓練の中止と、速やかな原因の究明、連絡通報体制を含め再発防止対策の徹底の 3 点について強く要請したところでございます。

今後、更に防衛省から詳しく状況を確認した上で、県民の命と暮らしを守るため、地元の高島市ともしっかりと連携し、再発防止に向けて、必要な対応を行ってまいりたいと存じます。

それでは、6 月定例会議の開会にあたりまして、まず初めに、今年度の県政運営にあたりまして、私の想いを述べさせていただきます。

今年度は、「未来への一步」を記す、踏み出す一年にしようと呼びかけスタートしました。

新型コロナウイルス感染症や気候変動など、世界は様々な社会的課題であふれています。これらの課題は、すぐに解決できるものではなく、また、それぞれの分野の関係者だけで解決できるものでもございません。

しかしながら、課題があるということは可能性があるということでもございます。

県としても、課題を解決し、可能性を追求していくため、後ほど申し上げますCO2ネットゼロの取組や、防災減災対策、それに、DXデジタルトランスフォーメーション、滋賀の産業の創造と育成、新しい福祉や教育、新しい公共交通のともにつくる共創、コロナ禍を踏まえたニューツーリズムの創造と発信など、様々な取組を進めておりますが、こういったことは、世代を超えて、全ての人と一緒に取組を進めていくものだと考えております。

現世代のみならず、次の世代のことを考え、特に次世代を担う人たちと知恵と力を合わせて、解決に向けて、進んでいくことを大事にしていきたいと思います。

そのためにも、大切なのは「ひと」であります。今年度から5年間を「ひとづくり強化の期間」とし、各分野、各地域の次世代を担う人づくりに力を入れてまいりたいと考えております。

今年度最初の定例会議にあたり、私の想いとして県民の皆さん、議員の皆さんと共有させていただければ幸いです。課題問題次々続々ではございますが、誠意を持って情理を尽くし、対応してまいりたいと思いますので、引き続きよろしくご指導をお願いいたします。

それでは、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題等につきまして、所信を述べさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の本県および近隣府県の新規陽性者数はおかげさまで減少傾向となっており、それに伴って、病床の占有率も改善傾向を示すなど、徐々に落ち着きを取り戻しつつあります。

しかしながら、クラスターが継続して発生していることや、病床占有率が未だステージⅢの水準にあります。新規陽性者が十分減らない中で、新たな変異株の出現など、再び拡大の兆しも見られます。依然として注視が必要な状況であると認識しております。

一方、国内経済につきましては、内閣府の1～3月期の四半期別実質GDP成長率がマイナス1.0%となったほか、景気ウォッチャー調査におきましても、先行きにつきましては「感染症の動向を懸念しつつも、ワクチン接種の進展等による持ち直しへの期待がみられる」ものの、現状ではその動きに弱さがみられるとされているところであります。

こうした背景から、本県の有効求人倍率も、12か月連続で1倍を下回っているほか、生活福祉資金の貸付状況も昨年3月から今年の5月末までの累計で約2万9千件、174億円となるなど、県民生活もまだまだ厳しい状況が続いております。

こういった状況等も踏まえ、昨年度に引き続き、今年度も新たな取組や対策を拡充してきたところであり、本定例会議におきましても、感染拡大防止策をさらに強化するとともに、事業者支援等経済対策を強力に推進するための予算案を提出させていただいたところです。

具体的には、感染拡大防止策として、市町のワクチン接種を側面から支援するため、大津市と彦根市の2か所に、福祉職員、警察・消防職員、教職員等、約6万人を対象とした「滋賀県広域ワクチン接種センター」を設置し、早期の接種開始に向けて、7月1日から予約を開始できるよう、鋭意、準備を進めているところです。

また、検査態勢増強のためのイベントベース・サーベイランスの実施体制の

整備のほか、宿泊療養施設につきましては、1か所追加し、4か所とするなど、体制や機能の強化を行ってまいります。

さらに、医療提供体制を充実するため、引き続き病床の確保に努めますほか、新たに病床を開設するために必要な設備等の整備や、病床の清掃委託の促進、回復患者の受入環境の整備・調整等、医療機関等に対し、必要な支援を行ってまいります。

経済や雇用、生活への支援といたしましては、飲食店や観光業、地域交通等、コロナ禍の影響を強く受ける中小企業者等への支援とともに、離職者等の就業促進、農畜水産物の販売促進や生活困窮世帯への支援を強化してまいります。

これまでの取組に加えまして、今回のさらなる追加の対応によりまして、次の波に備えるとともに、できる限り早くコロナ禍を乗り越えていけるよう、努めてまいります。

続いて、防災対策について申し上げます。

今年の近畿地方は、昭和26年の観測開始以来最も早く梅雨入りいたしました。既に出水期にも入っておりますことから、引き続き、気候災害には十分警戒しなければなりません。

そのような中、本年5月20日には改正災害対策基本法が施行され、「避難勧告」が廃止、「避難指示」に一本化されるとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町の努力義務となりました。

今年度は、大津市と高島市で個別避難計画策定支援のための「滋賀モデル」の実証を行っているところであり、今後、この成果を横展開することで、市町を支援してまいりたいと考えております。

また、今後の地域防災力の向上には女性の参画が欠かせないことから、滋賀県防災会議への女性の参加を推進するとともに、災害対応能力の向上を図るため、今年度の防災訓練は、シナリオレスで実施するなど、より実効性と緊張感をもって取り組んでまいりたいと存じます。

こうした防災対策を進める上で、また、本県の流域治水をソフト・ハード両面から推進する上で、淀川水系の河川整備計画も重要なテーマであります。

平成 29 年 11 月定例会議における決議を受け、実施いたしました「今後の大戸川治水に関する勉強会」で得られた知見や、近年の気象状況等を踏まえ、大戸川ダムの早期整備を国に求めてまいりました。また、令和 3 年 2 月定例会議において、改めて、河川政策の推進を求める決議が採択されたところです。

この間、国は「淀川水系における中・上流部の河川整備の進捗とその影響」を検証されてきたところであり、さらに淀川水系関係 6 府県調整会議の結果等を勘案し、去る 4 月 28 日に「淀川水系河川整備計画の変更案」を公表され、関係府県知事に対し、意見を照会されたところです。

今回の変更案につきましては、本県の「流域治水」の推進につながること、琵琶湖の保全・再生の一層の推進に資すると考えられること、また、大戸川ダムの本体工事の実施がより確かなものになると考えられること、ならびに、県内市町からも変更案を肯定する意見やその促進を求める意見等をいただいたことなどを総合的に勘案し、同意すべきものと評価しており、本県の河川整備を推進することで、県民の安全・安心の確保に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、自然の健康について申し上げます。

本県では、昭和 50 年代から自発的に展開された『石けん運動』をはじめ、環境美化活動、外来生物の駆除活動など、様々な取組に県民の皆さんの参画をいただいております。県民一人ひとりの心に、琵琶湖への想いが息づいております。

また、琵琶湖保全再生法の制定や、琵琶湖システムの日本農業遺産認定なども、これまで県民の皆さんが琵琶湖と関わり、保全に向けて活動してきた歴史の延長線上にあるものと考えております。

さらに、今年は、「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」、通称「琵琶湖条例」の施行1周年を記念して、昭和56年に7月1日を「びわ湖の日」としてから、40周年という節目の年になります。

これを契機といたしまして、これまでの多様な主体との協働を継承し、琵琶湖を通じてSDGSをアクションまで落とし込むため、「琵琶湖」を切り口とした2030年の持続可能な社会への目標、言わば「琵琶湖版SDGS」として、マザーレイクゴールズ・MLGSの策定を進めているところです。

7月11日には「びわ湖の日40周年記念シンポジウム」を開催するほか、県内商業施設でのパネル展示や学校等でのワークショップを開催するなど、この『MLGS』を積極的に情報発信し、その普及啓発を通じ、みんなで考え、みんなで取り組み、みんなでその成果やプロセスを共有することで、琵琶湖保全の取組を一層進めてまいりたいと考えています。

こういった琵琶湖保全の取組は、CO2ネットゼロの推進にも資するものがあります。

本県では、令和2年1月に“しがCO2ネットゼロ”ムーブメントのキックオフ宣言を行い、全庁を挙げて取組を強化しているところであり、先ほどの「びわ湖の日40周年記念シンポジウム」も、「びわ湖・カーボンクレジット」を活用した「CO2ネットゼロイベント」第1号として開催いたしますほか、県内における民間のグリーン投資の促進や、グリーンボンド等のESG投資の手法を用いた県債の発行についても検討してまいります。

さらに、「(仮称)滋賀県CO2ネットゼロ社会づくり推進条例」および「推進計画」の策定にあたりましては、県民や事業者、各種団体など、多様な主体と

の対話を大切にし、“しがCO2ネットゼロ”ムーブメントの機運向上に繋げることで、「CO2ネットゼロ社会づくり」を県民運動として強力に推進してまいりたいと考えております。

去る4月21日には、滋賀県税制審議会から「滋賀にふさわしい税制のあり方」について答申を得たところでございます。

この中では、「地域公共交通を支えるための税制」について、「カーボンニュートラルな社会の実現への貢献」が期待されることから、その導入可能性について検討すべきとされましたほか、「コロナ後を見据えた戦略的な税制」の一環として、「グリーン化」について「脱炭素社会の実現へ向けて、地方税全般を通じて社会のグリーン化が促進されるような視点に立った見直しが求められる」などとされました。

国におきましても、炭素税の導入の是非を巡る議論が進められる一方で、省エネ化や再生可能エネルギーのより一層の導入へ向けた政策誘導の方策も検討が行われると承知しております。そうした中で、県といたしまして、税制面で国に要望すべきことはしっかりと要望しつつ、本県独自の取組としても、どのようなことが可能であるのか、しっかりと検討を行ってまいります。

産業構造や社会経済の変革を伴うCO2ネットゼロの実現は決して容易ではございませんが、これまでの発想を転換し、より積極的に前向きに対策を講じてまいりたいと考えております。

地域を活性化するため、また持続可能なものとなるため努力をしてまいりたいと思えますし、知恵と力を合わせて一緒に頑張りたいと存じます。

それでは、提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。すべて一般会計の補正予算案でございます。

議第 89 号は、先ほど申し上げた新型コロナウイルス感染症への追加対策のうち、生活困窮者への自立支援金の支給、滋賀県広域ワクチン接種センターの設置、4 か所目の宿泊療養施設の開設および県内中小企業者等への事業継続支援金に係る経費につきまして計上させていただくものでございまして、総額で、38 億 2, 865 万 2 千円の増額補正を行おうとするもの、

議第 90 号は、先ほどの補正予算案に加え、新型コロナウイルス感染症への対策のほか、国の内示を受けました公共事業の追加等に係る経費など、総額で、310 億 675 万 9 千円の増額補正を行おうとするもの、

議第 104 号は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種につきまして、個別接種の支援策の期限延長や、職域接種の支援に係る経費につきまして計上するものであり、総額で、12 億 1, 451 万 7 千円の増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございます。

議第 91 号は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、新たに設けられた事務を大津市に移譲するとともに必要な規定の整理を行おうとするもの、

議第 92 号は、地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税、法人の事業税等について所要の改正を行おうとするもの、

議第 93 号および議第 95 号は、新過疎法の制定に伴い、所要の改正を行おうとするもの、

議第 94 号は、省令の一部改正に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務の手数料の額を改定しようとするもの、



議第 96 号および議第 97 号は、それぞれ保護施設および児童福祉施設について、設備・運営の基準を定める省令の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行おうとするもの、

議第 98 号は、バリアフリー法に基づく道路構造基準等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございます。

議第 99 号および議第 100 号は、契約の締結について、

議第 101 号および議第 102 号は、契約の変更について、

議第 103 号は、先ほど申し上げました、淀川水系河川整備計画の変更につき、意見を述べることについて、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。